

さいたま市共同住宅等耐震助成制度

さいたま市では、昭和56年5月31日以前に建てられた共同住宅や長屋の耐震化を支援します。

□ 耐震アドバイザー派遣(無料)

□ 耐震診断助成制度

■ 簡易診断 費用の2/3 最大 20万円/棟

・地震に対する安全性を簡易的に評価するもの及びそれを実施するための予備的な調査を行います。

■ 耐震診断 費用※の2/3 (木造の場合は最大 5万円/戸)

※ 助成の対象となる耐震診断の費用は、共同住宅等の規模によって上限があります。

※ 「耐震化促進建築物」については、助成制度の内容が異なります。

□ 耐震補強助成制度

■ 補強設計・工事の助成金の合計 最大 60万円/戸

[設計:費用の2/3 (10万円/戸が限度)]

[工事:工事費用の1/2 (延床面積(m²)×34,100円※×1/2が限度)

+工事監理費用の2/3※の下線規模要件に該当する場合のみ]

※ 耐火・準耐火建築物で、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000m²以上の場合は50,200円
下線に該当し、かつ、非木造で耐震診断の結果Is値が0.3未満の場合は55,200円

□ 建替え工事助成制度

■ 建替え工事 最大 30万円/戸(除却する建築物の住戸)

(除却する共同住宅の延床面積(m²)×34,100円※×23%が限度)

※ 耐火・準耐火建築物で、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000m²以上の場合は50,200円
下線に該当し、かつ、非木造で耐震診断の結果Is値が0.3未満の場合は55,200円

耐震補強工事を行った場合、所得税や固定資産税の減税措置もご利用いただけます。

□ 耐震アドバイザー派遣(無料)

管理組合で実施する耐震に関する講習会や研修会等に、市が耐震アドバイザーを派遣し、耐震化へのきっかけづくりをお手伝いいたします

■ 耐震アドバイザーとは？

耐震診断・耐震補強に関する知識と実務経験を有する専門家を市に登録しています。市民グループが開催する耐震診断・耐震補強に関する講習会、研修会等において、講演、指導などを行います。

■ 対象となる団体は？

耐震診断や耐震補強について自主的な研修会や講習会を行う団体が対象になります。耐震診断や耐震補強を推進するために必要がある場合に、市が耐震アドバイザーを派遣します。

□ 耐震診断・耐震補強助成制度

■ 助成対象となる共同住宅等について

- ・昭和56年5月31日以前に着工した共同住宅又は長屋であること（親族で居住する2戸の長屋を除く）
- ・延べ面積の半分以上を居住の用に供していること
- ・区分所有の場合、区分所有者の集会において、耐震診断（耐震補強）の実施の決議がなされていること
- ・「耐震化促進建築物」については、助成制度の内容が異なります。

■ その他事業要件

[簡易診断・耐震診断・補強設計]

- ・建築士事務所に所属する建築士が行うもの
- ・耐震診断、補強設計については、実施後、適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること（木造を除く）

[補強工事]

- ・地震に対して安全な構造となるようにする補強設計により実施する補強工事であること
- ・建設業の許可を受けている者が行う補強工事であること

■ 助成の金額

- 簡易診断 費用の3分の2（最大20万円/棟）
- 耐震診断 費用の3分の2（木造は最大5万円/戸）
- 耐震補強
 - 設計：費用の3分の2（最大10万円/戸）
 - 工事：工事費用の1/2+工事監理費用の2/3
※の下線に該当する場合のみ
（最大60万円/戸から設計に対する助成金額を差引いた額）

ただし、耐震診断、補強工事につきましては、延床面積に対する費用の限度額があります。

耐震診断補助対象事業費の上限

1,000㎡までの部分	3,670円/㎡
1,000㎡超から2,000㎡	1,570円/㎡
2,000㎡超の部分	1,050円/㎡

補強工事補助対象事業費の上限

34,100円/㎡

※ 耐火又は準耐火建築物であり、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の場合は50,200円
下線に該当し、かつ、非木造で耐震診断の結果Is値0.3未満の場合は55,200円

□ 建替え助成制度

■ 助成対象となる共同住宅について

- ・昭和56年5月31日以前に着工した共同住宅又は長屋であること（親族で居住する2戸の長屋を除く）
- ・延べ面積の半分以上を居住の用に供していること
- ・助成制度の要件を満たす耐震診断の結果、Is値（構造耐震指標）が0.3未満（木造の場合はIw値0.7未満）相当であること

■ 助成の金額

最大30万円/戸（除却する建築物の住戸）※耐震補強設計の助成を受けた場合は助成金額を差引いた額
建替え工事費用の23.0%

ただし、建替え工事費用には、除却する建築物の延床面積に対する費用の限度額があります。

34,100円/㎡（除却する建築物が、耐火・準耐火建築物であり、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の場合は50,200円/㎡、下線に該当し、かつ、非木造で耐震診断の結果Is値0.3未満の場合は55,200円）

※ 各助成制度は各年度の4月1日以後に申請、申請年度の1月31日までに結果報告をしていただきます。

※ その他にも一定の要件がありますので、必ず事前にご確認ください。

□ 耐震補強工事に伴う減税制度

■ 所得税の特別控除

自ら居住する共同住宅等の場合、確定申告の際に所得税の控除が受けられます。
※確定申告については所管の税務署にお問合わせください。

■ 固定資産税の減税措置(家屋)

住宅の固定資産税が減額されます。
耐震補強が完了した日から3ヶ月以内に減税申告を行ってください。
※内容については北部・南部市税事務所の資産課税課にお問合わせください。

まずは、ご相談ください。詳しくは、建築総務課へ
建設局建築部建築総務課 048-829-1539

[令和3年4月作成]